

ポイント管理団体について

ポイント管理団体とは

事前に登録した静岡市内の下記施設・事業所・団体等が対象です。

① 介護保険施設

- ア. 老人福祉法に規定する老人福祉施設
- イ. 介護保険法に規定するサービスを提供する事業所、介護保険施設

② S型デイサービス

- ア. 社会福祉協議会またはボランティアが実施する高齢者、地域福祉を支援する団体
で市長が定めるもの

※「S型デイサービス」とは、高齢者の介護予防と生きがいの創出・心身機能の維持向上を図ることを目的とした事業です。

③ 在宅高齢者支援活動団体 等

- ア. 社会福祉協議会又はボランティアにより構成されるもののうち市長が定めるもの
- イ. その他市長が別に定める施設及び団体等

④ 障害者施設 等

- ア. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定するサービスを提供する事業所
- イ. 児童福祉法に規定するサービスを提供する施設、センター

⑤ 病院

- ア. 医療法に規定する病院及び診療所

※「S型デイサービス」と「在宅高齢者支援活動団体」は、原則サポーターの募集を行っていないため連絡先を掲載しておりません。活動をご希望の方は各団体のページ下部に記載されている連絡先までお問合せください。